

令和7年度第26回関東地方整備局幹部と建専連会員団体地方支部長等との
意見交換会

日時：令和7年6月26日（木）16:15～17:45

場所：THE MARK GRAND HOTEL 4階「THE GRAND ROOM」

【共通テーマ1】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は技能者の待遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【(一社)日本塗装工業会関東ブロック 要望】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」ということで、趣旨でございます。昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止することと

なり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎しております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【関東地方整備局企画部技術調査課長 回答】

①ですけれども、公共工事に関しては、品質確保の法律（品確法）が出ております。その中では、「経済性に配慮しながら価格以外の多様な要素も考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること」と記載されてございまして、いわゆる総合評価落札方式をまさにこの品質を確保するという部分で導入していくことが望ましいと書かれてございます。

価格から質への競争は総合評価を導入していくことが1つのポイントなのかなと考えてございます。ですので、公共工事に関わる発注機関が全部集まりまして発注者協議会をつくるのですが、その中で品確法に基づいて適切に八掛け事務を行ってくださいというところで働きかけを行っているところでございます。

もう一方で、最低限の話としましては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」がございまして、低入札を防止する対策をなされてございます。要はダンピング受注をやめるということは最低限の価格で止めるところで1つストッパーになつているのですが、発注者協議会におきましては、こちらにつきましても調査基準価格とか最低制限価格の設定状況に着目しまして、各機関の実施状況を公表するという形でダンピング

グ受注の排除に取り組んでいるところでございます。

【関東地方整備局建設産業第一課長 回答】

価格競争から質の競争への意識改革のために、まず労務費を価格調整の原資とした競争を行わない、こういった意識づけが必要だと思っております。今回第三次・扱い手3法の中でも、労務費の基準でありましたり、著しく低い労務費、見積りの提出禁止、また、変更依頼の禁止、こういった新たなルールが設けられております。こういったルールについて、民間工事を含む全ての建設工事の取引関係者が理解を深めていただくこと、この辺が重要だと思っております。

関東地方整備局では、この法律の改正内容につきまして、こういった業界団体の皆様の意見交換の場でありますように、いろいろな会議の場面、また、出前講座、そういった場面で第三次扱い手3法の周知に努めてまいりましたところでございます。昨年も改正建設業法の説明会を全国で開催しておりますけれども、これもユーチューブの動画で配信するなど広く見ていただくようなPRをさせていただいておりまして、また、法改正からちょうど1年たっておりますので、今年は改めて建設業法の説明会などを今検討していると本省からも聞いております。

詳しい日程など決まりましたらまた御案内させていただきますが、こういった場面、様々な法改正の周知を引き続き関東地方整備局としても取引関係者の皆様に対して行っていきたいと思っております。

【関東地方整備局企画部技術管理課長 回答】

②について、先ほど話がありましたように、公共工事の入札契約の適正化指針がございまして、それに基づいて直轄工事については低入札価格制度を導入しまして、ダンピング受注の排除を図っているところでございます。低入札価格調査の基準価格については適宜見直すことにしていまして、それらも職域動向調査を毎年実施して適宜見直しをしているところでございます。

前段の説明で13年連続設計労務単価が上がっているという説明がございましたけれども、そのようなものもこの労務費調査をベースに賃金を上げているところがございますので、我々そのような調査に取り組みながら労務費の基準が確実に反映されるような取組を引き続き行っていきたいと考えてございますので、労務費調査がある場合は御協力をいた

だきたいとお願ひいたします。

【関東地方整備局建設産業第一課長 回答】

労務費基準が確実に反映された建設工事の取引を実現するためには、公共工事・民間工事いずれの工事におきましても、発注者と元請、また、元請と下請、こういった各契約段階で適正水準の労務費が確保された取引を工事取引関係者の皆様に意識していただくことが必要だと思っております。建設Gメンの活動としまして、今回第三次扱い手3法の中で新しく設けられたルールでありましたり、見積りや工期など請負契約の実態把握のための調査を行っておりまして、建設業法の趣旨を踏まえて改善が必要な取引実態が見受けられた場合は、取引関係者への助言・指導等を行っているところでございます。

先ほども御説明させていただきました労務費基準につきましては、算出する際の労務単価に関しては公共工事の設計労務単価を目安にするという方向性になっております。そういったことを踏まえまして、公共工事・民間工事いずれの工事であっても労務費の見積りに当たっては公共工事の設計労務単価の水準を踏まえた価格設定を行っていただきたいということを建設Gメンの調査の際にも伺った企業に対して働きかけを行っているところでございます。

今後労務費の基準の作成・勧告を見据えまして、内訳明示した見積書の提出・尊重といった新たな商習慣が定着されるように、引き続き建設Gメンの活動を通じて請負契約の当事者間における取引適正化の推進に努めてまいりたいと思います。

【共通テーマ2】

【議題】

「さらなる適正な工期の設定について」

【趣旨】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として「適切な工期が確保できないため」との回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためにには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会関東圧送連合会 要望】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として「適切な工期が確保できないため」との回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で

技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためにには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【関東地方整備局企画部技術管理課長 回答】

適正な工期の確保ということで、皆様も御存知だと思いますけれども、昨年4月から建設業等におきましても罰則つきの時間外労働規制が適用されているという状況になってございます。直轄工事の取組としましては、直轄土木工事における適正な工期設定指針を発出してございまして、これは今年3月にまた一部改定しておりますけれども、その中で適切な工期設定による発注、工期の前提条件の開示、それから、工事が始まったという設計審査会等を活用して、施工条件の確認や工程に関する情報を受発注者で共有しまして、受注者から工期変更の協議があった場合には丁寧な協議と適切な工期変更を実施、取り組んでいるところでございます。引き続きこのような取組を行いまして、適切な工期変更及び工期変更に取り組んでまいりたいと考えてございます。

【関東地方整備局企画部技術調査課長 回答】

週休二日というところが出てまいりましたので、公共工事における取組を紹介させていただきたいと思います。公共工事につきましては補助がありますので、各省庁が関係してまいります。その省庁の連絡会議で運用指針をつくっているのですが、その中で他の産業と遜色のない休日取得ができるような労働環境の確保をすると。それから、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むということを定めてございます。

先ほど市町村別に色分けした資料がついていたと思うのですけれども、先ほど御紹介しました発注者協議会の中でこういった調査をしてございます。市町村まで色分けをして、発注者がどのように取り組んでいるかと。実際にやるかやらないかは現場での判断になるかと思うのですが、まずは発注者としてどのように取り組んでいるのかを調査して見える化して公表するといったところで、週休二日が促進されるように努めているところでございます。

【関東地方整備局建設産業第一課長 回答】

関東地方整備局では今日ご案内させていただきました関東甲信地域における建設業担い手確保に関する意見交換会を今月開催させていただきました。その中で週休二日の推進についても官民一体となって取り組んでいくということで申合せを交わさせていただきました。具体的には、関東地方整備局と都県・政令市が自ら発注する工事の中でもしっかりと週休二日を推進することはもちろんですけれども、市町村発注工事や民間工事、こういったところでも週休二日の推進に向けて市町村、関係団体への要請を行っていくこと、さらに、公的資金の補助を受けた事業者、こういった方々にも周知・啓発を行うことを申合せの中で盛り込んでおります。

また、我々関東地方整備局で今日御案内させていただきました適正工期に関するチラシを作成しております、これは一都八県の建設業許可部局と関東地方整備局の連名のチラシという形で工事関係者の皆様に休日確保の理解浸透というところで一緒にやらせていただいたところでございます。

さらに、今年5月に東京労働局と連携させていただいて、都内の市区町村と主要な民間発注者団体に対して「適正な工期設定に関する協力依頼」といった文書を発出させていただきました。これは東京労働局の取組でございますが、東京労働局以外の他県の労働局においても同様の文書発出ということで協力を今御検討いただいているところでございます。

さらに、建設Gメンの調査におきましても今日御案内した「適正工期確保ガイドブック」といったところで適正工期に関する周知という部分で御案内させていただいて、まず工期に関する基準にしっかりと適合しているかどうかを確認していただきたいということを働きかけております。引き続き適正な工期の確保に向けて、Gメンの活動でありましたり関係機関との連携、こういったことの取組を進めてまいりたいと思います。

【関東地方整備局企画部技術管理課長 回答】

②につきましてということで、今議論させていただいた適正な工期設定はそもそも品確法の中で発注者の責務ということで位置づけられてもございます。運用指針の中でも工期の設定に当たっては猛暑等の天候、その他やむを得ない事由により工事の実施が困難で見込まれる日数等を考慮すると示されてございまして、それに基づいて関東地方整備局が発注する工事については適切な工期を設定した上で発注を実施することを基本としてございます。

また、冒頭の整備局の概要の中でも、資料の 19、20 ページ等で御説明いたしましたけれども、W B G T 値という指標に基づいてということでございますけれども、それにかかわらず猛暑を理由に官積算で見込んでいる健康等による作業不能日以上に作業を休止せざるを得ない場合には、そういう実態に応じて工期変更を行ってまいりと考へてございます。

それから、8月を休工にするという話がございましたけれども、そちらについても冒頭の整備局の概要説明の中で、20 ページで説明した栃木県内での宇都宮国道事務所が行っているような7月、8月をうまく休工のような形、外での作業をしない工期設定をするというような取組も引き続き行うことを考へてございまして、引き続き適正な工期設定、工期の変更に取り組んでまいりたいと考へてございます。

【関東地方整備局建設産業第一課長 回答】

猛暑日に関する対応といたしましては、昨年3月に工期に関する基準が改定されまして、工期設定における自然要因の考慮事項ということで、猛暑日における不稼働日に関する内容が明記されたところでございます。また、今年6月に施行されておりますが、改正労働安全衛生規則におきまして、職場における熱中症対策の強化が義務づけられたところもございまして、工期設定に当たって猛暑日における不稼働についてより一層の理解を深めていただくために、工期に関する基準の周知、先ほど御案内したチラシのような形でありますと、そこに猛暑日に関する説明を加えた内容を今検討しております、管内の労働局の皆様と協力して工事関係者の皆様への周知・啓発を図ってまいりたいと考へております。

また、建設Gメンの調査の中でも、工事を注文する際の見積り依頼といった中で、しっかりと4週8休や猛暑日を考慮した見積り作成を行うことを見積り作成の条件として明示していただくということでありましたと、また、考慮された内容になっているかしっかり確認していただくことを働きかけているところでございます。このようなGメン調査でありますと、チラシを活用した広報活動、こういったことを通じて引き続き工事関係者の皆様へ適正工期の周知を図ってまいりたいと思っております。

【共通テーマ3】

【議題】

「C C U S カードリーダー設置の促進について」

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11 万 5,066 件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は 100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたい。

【(一社) 全国道路標識・標示業協会関東支部 要望】

全国道路標識・標示業協会関東支部の新倉でございます。着座にて失礼させていただきます。

「CCUSカードリーダー設置の促進について」。技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11 万 5,066 件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当協会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年度秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定されている建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待をしております。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の

離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたいと思います。

【関東地方整備局企画部技術管理課長 回答】

直轄工事のキャリアアップシステム（CCUS）でございますけれども、当初はWTO、大規模な一般土木工事におきまして、キャリアアップシステムの義務化モデル工事から取組を始めているところでございます。それ以降、各都県の建設業協会さんからの要請もございまして、推奨モデル工事を広げて取組を続けているところでございます。昨年度、令和6年度につきましては、義務化モデル工事 12 件、活用推奨モデル工事 67 件と、計 79 件のモデル工事を実施しているところでございます。

また、カードリーダーの設置費用等につきましては、受注企業が導入した場合、その実績に基づきまして発注者負担するということで設計変更で対応しているところでございます。引き続きキャリアアップシステムの拡大に向けてこちらとしても取り組んでまいりたいと考えてございます。

【関東地方整備局建設産業第一課長 回答】

国土交通省では、先ほどの資料でもご案内させていただきましたが、CCUS利用拡大に向けた3か年計画を策定させていただきまして、今後3年をメリット拡大フェーズという形で位置づけております。CCUSを活用した処遇改善、現場事務作業の効率化・省力化、こういったことを推進していくということになっております。その3か年計画を踏まえまして、関東地方整備局としてもあらゆる会議、意見交換の場で周知に努めておりまして、地方自治体の方々が参加するような発注者協議会でありましたり公契連、こういった場においてあらゆる現場でCCUS活用がされるように働きかけを行っております。

民間工事につきましてもCCUSの理解浸透に向けて、昨年11月に関東地方キャリアアップシステム処遇改善推進協議会を開催させていただきまして、新たに管内の都県の商工会議所連合会の皆様にオブザーバー参加という形で御参加をいただいたところでございます。そういう民間発注者に関わるような団体の方にもCCUSの現状や最新の取引についての情報提供を行ったところでございます。引き続き関東地整として様々な機会を捉えまして、CCUS利用拡大に向けた働きかけを努めてまいりたいと思います。

自由討議

【自由討議テーマ1（共通2補足）】

【議題】

「適正な工期の設定について」

【趣旨】

先ほど要望させていただきました共通テーマ2「さらなる適正な工期の設定について」について、補足させていただきます。

関東地方整備局の皆様に御指導いただき活動している関東圏専門工事業担い手確保・育成推進協議会では、国、総合工事業団体が推進する働き方改革の関連施策が建設現場にどの程度浸透しているかのアンケート調査を実施しています。このアンケートでは、職場環境・教育・賃金について、時間外労働・休日取得について、CCUSの登録状況について、生産性向上について調査しています。

このうち時間外労働時間の上限規制への対応状況について見ると、2024年度は「既に取組みは完了している」との回答が11%であったものが2025年度には24.4%に上昇しており、少しずつ時間外労働時間の改善に取り組んでいる企業が増えてきている状況にあります。しかしながら、「取組みの途中」との回答が65.3%、「取り組んでいない」との回答が9.3%もあり、まだ道半ばという状況にあります。

アンケート調査の自由記述では、「4週8閉所とうたっていても工期が厳しくなり、スーパーゼネコンでさえ現場によっては途中から今まで通りの作業時間になった、民間発注工事においては4週4閉所が当たり前になっているとの声も聞かれます。長時間労働は週休二日の未確保と併せ、担い手確保を阻害する大きな要因の1つとなっております。このため、地方公共団体発注工事、民間企業発注工事に対し、4週8休、時間外労働時間上限に対応できる適正な工期での発注を御要請くださるようお願いいたします。

【自由討議テーマ2（日機協）】

【議題】

「建専連における担い手確保の取組について」

【趣旨】

6月6日の担い手確保に関する意見交換会で、「週休2日の推進」と「建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施」というテーマで、貴局、都県・政令市、建設業団体で今後の取組の申合せを取り交わしたところ、建設業団体は元請企業に並んで我々建設専門工事業団体も参画させていただきまして、誠にありがとうございます。

建設業の魅力発信につきましては、これまでも関東建専連として取り組んできた関東圏専門工事業担い手確保・育成推進協議会（夢協）のほか、会員団体においても取り組んできております。今回一例として各業種の取組を御紹介させていただき、その課題等について御報告させていただきます。

まず私から説明いたします。日本機械土工協会では、昨年12月28日に29歳以下のオペレーターを対象とした技能オリンピックを開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、キッチンカーも配備したことが功を奏したのか、各企業の社員と家族を合わせ100名を超える来場者があり、盛大なイベントとすることができました。

技能オリンピックでは、カラーコーンに乗せたボールをコーンを倒さずにバケットで1つずつすくい、ごみバケツへ入れるボール運びやスタート地点からコーンバーを1本ずつバケットで持っていく、カラーコーンへはめていくコーンバーすくい、鉄ピンとトラロープで作った迷路の隙間をバケットに取りつけた鉄ピンを移動していくバックホウでイライラ棒という競技を実施いたしました。

各競技とも経験に応じてハンデを設けて実施いたしました。このハンデを生かし、勤続2年目のオペレーターが優勝しました。このオペレーターにとって大変よい経験になるとともに、自信につながったのではないかと思います。この取組が技能者の定着につながってくればよいと考えております。今回が初めての取組となりましたが、2回、3回と続けていきたいと考えております。

【(一社) 日本機械土工協会関東支部・支部長 報告】

続きまして、自由討議テーマ2「建専連における担い手確保の取組について」、各業種の取組、課題等を報告させていただきたいと思います。初めに、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

「建専連における担い手確保の取組について」、日本機械土工協会関東支部長・石黒でございます。

6月6日の担い手確保に関する意見交換会で、「週休2日の推進」と「建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施」というテーマで、貴局、都県・政令市、建設業団体で今後の取組の申合せを取り交わしたところ、建設業団体は元請企業に並んで我々建設専門工事業団体も参画させていただきまして、誠にありがとうございます。

建設業の魅力発信につきまして、これまで関東建専連として取り組んできた関東圏専門工事業担い手確保・育成推進協議会（夢協）のほか、会員団体においても取り組んでおります。今回一例として各業種の取組を御紹介させていただきます。

まず私から説明いたします。日本機械土工協会では、昨年12月28日に29歳以下のオペレーターを対象とした技能オリンピックを開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、キッチンカーも配備したことが功を奏し、各企業の社員と家族を合わせ100名を超える来場者があり、盛大なイベントとすることができました。

技能オリンピックでは、カラーコーンに乗せたボールをコーンを倒さずバケットで1本当ンずつすくう競技、ごみバケツへ入れるボール運び、また、スタート地点からコーンバーを1本ずつバケットで持っていき、カラーコーンへはめていくコーンバーすくい、鉄ピンとトラロープで作った迷路の隙間をバケットに取りつけた鉄ピンを移動していくバックホウでイライラ棒という競技を実施いたしました。

各競技とも経験に応じてハンデを設けて実施いたしました。このハンデを生かし、勤続2年目のオペレーターが優勝しました。このオペレーターにとって大変よい経験になるとともに、自信につながったのではないかと思います。この取組が技能者の定着につながってくれればよいと考えており、今回が初めての取組となりましたが、2回、3回と続けていきたいと考えております。

その次のページから写真でその状況をお伝えしておりますので、お目通しをお願いいたしたいと思います。

【自由討議テーマ2（型枠）】

【議題】

「建専連における担い手確保の取組について」

【趣旨】

一般社団法人日本型枠工事業協会千葉支部では、学校キャラバン、ものづくり体験、建設

ものづくりコース、工業高校における実技指導に取り組んでおります。本日はこれらの取組を御説明いたします。

【(一社) 日本型枠工事業協会千葉支部 報告】

千葉支部の「建専連における担い手確保の取組について」ということで、お手元の資料の写真について少しお話しさせていただきたいと思います。過去にやったものもありますので、一応過去、現在のものを説明させていただきたいと思います。

まず、上段の学校キャラバンでございますが、先ほど来御説明がありました関東地方整備局、建専連関東地区連合会との共催で、千葉市立大椎中学校で行いました。型はめだけではなく、ドローン飛行の見学、木造墨つけ体験、漆塗り体験ほか、型枠のくぎ打ち、建て込み、インパクト塗り、パイプC N組み?などの作業を 20 分ごとに5チームで行いました。生徒さんもインパクトを使って、非常に興味があり、盛り上がっておりました。

その下のものづくり体験 in 幕張ですが、こちらのほうは千葉県職業能力開発協会からの依頼で、夏休みに千葉市内の中学生、小学校5年生、6年生を対象で行いました。中の催しは、建築大工、タイル張り、造園、左官、鉄筋、型枠のメニューがあり、興味のあるブースで体験していただき、型枠はちょっと持っていたけれども、ほかの職種では夏休みの課題で製作したものを持ち帰ったということでした。

それから、その下の建設ものづくりコース、こちらのほうは建設業振興基金の依頼で、約5年間建設労働者育成支援事業として、とび、鉄筋、型枠の3職種で実務研修と技能資格を取っていただいて、また、企業へのあっせんを行いました。約5年間の活動でございました。この中からかなり就職された方もいらっしゃいました。

次の写真、こちらが現在やっている出前授業でございますが、千葉県の市川工業高等学校で、現在型枠施工の3級を高校生から取れます。その実技指導ということで依頼を受けまして、2020年から毎年行っております。学科のほうは先生が教えられるのですけれども、実技のほうは、実際に墨つけ、加工、組立ての実技指導をして、実技試験のポイントなどを指導して、毎年3~5人の受講者がおります。女性の方もいらっしゃるので、しっかり教えて、合格率は90%ぐらいです。

それから、下の一番最後、こちらも市川工業高等学校の型枠実技研修ということで、これは技能実習の授業の一環として型枠を組んでくださいということで依頼がありまして、これも職業能力開発協会を通してですが、毎年10月頃ですか、今年も10月に予定してお

ります。人数は9名ぐらいの方で実施しております。昨年は実際に型枠の会社さんに就職した方も1名いらっしゃいました。

以上で日本型枠千葉支部の取組を終わらせていただきます。以上です。

【議長 石黒会長】

ありがとうございます。最後に、一般社団法人全国クレーン建設業協会東京支部・石井事務局長よりお願ひいたします。

【自由討議テーマ2（クレーン）】

「建専連における担い手確保の取組について」

【趣旨】

(一社) 全国クレーン建設業協会東京支部(東京建設重機協同組合)では令和6年度に初めて都立工科高校の建築科2年生に対して出前授業を行いました。神奈川、千葉、埼玉では既に出前授業の取組を行っており、7年2月3日に開催した神奈川県立磯子工業高校の出前授業は、夢協出前講座として行われました。

クレーン車の出前授業はクレーンの操縦と合図を生徒が行いますが、横に指導員がついて、どのレバーをどの向きに動かすのかを教えながら行います。また、合図も同様に、時には生徒と一緒に合図を行い丁寧に指導していきます。

荷を揚げる、旋回停止する、先のポイントまでブームを伏せていく、荷を下ろす。そしてまた、荷を揚げて元の位置まで戻るという工程で、1人5~6分程度の体験をします。また、教室授業としてクレーン車にはどのような機種があるのか、どのような仕事なのかを資料やビデオを用いて説明し、当日のオペレーターへの仕事のいいところなどを話してもらったり、理解を深めてもらっています。初めて行った総合工科高校では来年もお願いしたいと即座に依頼されるほど生徒にも教諭にも大変好評をいただいております。

【石井（一社）全国クレーン建設業協会東京支部事務局長 報告】

一般社団法人全国クレーン建設業協会の石井です。よろしくお願ひいたします。

全国クレーン建設業協会東京支部は、東京建設重機協同組合として独自に活動も行っております。令和6年度に初めて都立工科高校の建築科2年生に対して出前授業を行いまし

た。神奈川、千葉、埼玉では既に出前授業の取組を行っておりまして、今年2月3日に開催した神奈川県立磯子工業高校の出前授業は、夢協出前講座として行われております。

クレーン車の出前授業はクレーンの操縦と合図を生徒が行っておりますが、横に指導員がついて、どのレバーをどの向きに動かすのかを教えながら行います。また、合図も同様に、時には生徒と一緒に合図を行い丁寧に指導していきます。

動作として、荷を揚げる、旋回停止する、先のポイントまでブームを伏せていく、そこで荷を下ろし、また、荷を揚げ元の位置まで戻るという工程で、1人5~6分程度の体験をしています。また、教室授業としてクレーン車にはどのような機種があるのか、どのような仕事なのかを資料やビデオを用いて説明し、当日のオペレーターへこの仕事のいいところなどを話してもらい、理解を深めてもらっています。初めて行った総合工科高校では来年もお願いしたいと即座に依頼されるほど生徒にも教諭にも大変好評をいただいております。

次のページになりますけれども、これちょっと記載ミスがございまして、下が都立総合工科高校、2校書いてございますけれども、下の写真2枚は都立田無科高校になっておりまして、建築科の2年生約60名が参加しております。世田谷区にある総合工科高校と西東京市にある田無工科高校の2校で昨年行いました。

東京の学校は他県に比べると、クレーン車を何台も並べるには狭いのです。限られたスペースにクレーン車を設置して荷を動かすというのも東京のクレーン作業の特徴にもなるのでしょうかけれども、生徒には自分がレバーを操作して動いているという実感を味わってもらうためには、もう少し広いといいなというのが正直なところです。それでも生徒は荷を的の真ん中に置こうとして合図を見ながら一生懸命に操作をしておりますので、関係ないのかもしれません。夢協クレーン出前授業を御覧になった方々も本日はいらっしゃると思いますが、東京でも神奈川を見本にして行っております。

生徒には事前に資料を配付してもらいまして、クレーン車とはどんなものか見てもらっています。室内授業では、どんな種類のクレーン車があって、今日はどの大きさのクレーンに乗るのか説明をしています。また、簡単に免許の話をしています。資料にはクレーン車のレバー配置図も載せて、これからこんなレバーのたくさんついている機械を操縦するのだと、機械を操縦してみたい生徒は気持ちがそれで盛り上がり、複合操作したいので、難しそうだけれども、実際そうでもなかつたという感想を聞かれるのもここにあるかと思います。合図も隣で一緒に指導してくれるので、合図の表も載せているのですけれども、

覚えることはないなどというお話をしております。

この後協会でつくったオペレーターのビデオを見せたり、オペレーターに仕事を始めたきっかけや楽しいこと、苦しいことを話してもらっております。教室の中の生徒の反応は、正直余り食いつきはよくございません。ただ、外に出て機械を間近にすると、ぱっと表情が変わりますので、その食いつき度がよく分かります。表に出ての体験ですけれども、先生によると、学年やクラスで雰囲気がかなり違うそうですけれども、指導側の対応が大きいとは思いますが、にぎやかにクラスメートをはやし立てる生徒たちもいれば、おとなしく取り組む生徒たちもありました。

田無では、ある車では1人が終わるごとに指導員が全員で拍手をしておりましたが、感想に拍手がうれしかったというものもあり、ただ漫然と行うのではいけないのだなということがよく分かりました。感想では、楽しかった、思っていたより難しかった、学校の実習ではできない貴重な体験だったなどの意見が多いのですが、今まで興味がなかったけれども、将来はクレーンの仕事について迷ったり先が見えなくなったときに、クレーンの仕事もいいかもという感想もありました。

今、全体的にそうですけれども、若者の職場定着率が下がってきてている中で、次の選択肢として増えることが非常に貴重だと今は考えております。東京では今年葛西工科高校も新たに実施します。学校が狭くて葛西防災公園を借りて7月15日に行います。暑さ対策や雨の日など、学校を離れてどのようになるか分かりませんけれども、全員で楽しかったという感想のために頑張りたいという今は意気込みです。

また、昨日田無で7月10日に出前授業を行うため打合せをしてきましたけれども、昨年体験した女子生徒が就職先として真剣に考えているというお話を聞いてまいりました。しかし、自宅から通れるかどうか、朝早く自動車通勤になるなど、そういった条件もございますので厳しそうですけれども、どうにか入職できるようにしたいと今取り組もうとしております。

資料の最後は昨年関東で行われた出前授業です。東京と合わせて9校で行われました。移動式クレーン車という事故のときだけニュースになる特殊な業界ですけれども、建設業界に携わるであろう若者の認知を広げるという面では大変有効な手段だと考えております。それだけに正しく使えば安全ということを教える、また、満足度ナンバーワンの出前授業にしていきたいと考えております。

以上、クレーンの出前授業を報告させていただきました。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 コメント】

時間も押していますので、端的にお話をさせていただきます。共通テーマ1の部分で、非常に重要な今回の法改正の部分で議論になっているところがありますので、これは会員の方の周知と、関東地整の方にお願いとを含めて。まず、今年の設計労務単価を2段書きにしていただいている。この説明を課題というところで、資料の一番最後に、設計労務単価が労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解されていることをしっかりと書いていただいた上で、経費は含んでいませんよ。

その上で、その下に41%という経費が計上されておりますけれども、この数値は全国調査を基に試算した参考値であると。あくまでも見積りを入れる数値だと思うのですが、2段書きにしていただいているということ、これを我々は経費をいただからといけないという、この設計労務単価のベースというものが民間での基準になるということですので、ぜひとも活用していただきたいなと思います。

その上で、共通テーマ1の労務費の基準、何かこの部分が曖昧になっておりまして、労務費イコール請負単価ということですけれども、請負単価を出す上で経費の扱いが何か曖昧に、競争の中に入っていたり外に出たりという、ここが今からの議論の中心になってまいりますので、ぜひとも関東地整の方におかれましては、民間も公共も設計労務単価をもらったら、これは技能者に払うということですから、我々はそれを払いますと言った、なぜここで言って賃金台帳を出してでも払いますということになったかというのは、しっかりと41%の経費をもらうということが前提なわけです。

ですので、労務費の基準というのは、設計労務単価プラスこの41%の経費と。これは人を雇用する上で必要なもの、職人さんに払うお金、それと会社が職人さんを雇用したりいろいろな経費がこの中に入っていますので、この41%は競争してはいけない、こういうくくりになっているのだということをしっかりと御理解していただいて、現場を回った際にはぜひともこの御説明をしていただきたい。

では、競争はどうなったと、元請さんは経費はそれぞれの企業によって違うだろうと、今そうおっしゃっています。確かにそうなのです。でも、試算した形が、国のはうでも調査をした、その数値が41%ということは平均値と聞いていますので、この平均値はもっと処遇改善のために努力して、賃金を上げたりいろいろな経費をかけて就業規則で休みを増やしたり、そのようなお金がこの経費の中に入っていますので、優良な企業ほどこれを競争の範

疊に入ってしまうと危機になるわけです。当然受注の機会が減っていきます。仕事が減る。

そうすると、外注を使って社員を少なくしてやっているところと競争した場合には、当然負けるわけですね。ですので、優秀な企業から潰れていくという結果になりますので、ぜひともこの辺は御理解をいただいて、一般管理費については競争すべきだと、これは我々も分かっておりますので、それ以外の経費については競争してはいけないのだという視点を持って調査にはぜひとも入っていただきたいと思います。これは12月1日施行となろうかと思いますので、我々ももらったら払うということを徹底して、その証明をするために賃金台帳も出しますという方向に向かって頑張って努力してまいりますので、ぜひともその視点を持っていただきたいと思います。